

補助金等の交付基準

(概要)

平成22年4月

飯山市

1 飯山市補助金等交付基準

(1) 補助金等交付基準について

市が支出する補助金や交付金などは、これまで支援の必要性、あるいは金額などを重視し、事業の内容・効果については検証されず予算が確保されれば交付が決定するような状況でした。自立計画においても補助金等の見直しが謳われ、今まで以上に補助金等の透明性や公正性の確保を図ることを目的に、「飯山市補助金等交付基準」を策定し、市が支出する様々な補助金等について、統一した交付基準を設けることとしました。この交付基準では、現行の補助金等を、活動の自主性の高い（行政の主体性が低い）順に「補助金（資金援助的給付金）」、「交付金（政策誘導的給付金）」、「負担金（負担支出する給付金）」の3つに分類しています。

(2) 見直しのポイント

ア 補助金等の分類と市が支出する額

現行の補助金等を補助事業者等の自主性の高い（行政の主体性が低い）活動を行っているものから順に「補助金（資金援助的補助）」、「交付金（政策誘導的補助）」、「負担金（負担金的補助）」の3つに分類し、その分類ごとに市が支出する額を定めます。

分類	市が支出する額	理由
補助金 (資金援助的補助)	原則補助基本額の 2分の1以内	「補助金」については、自主性・任意性が高い活動に対して交付するものであることから、補助事業者等の自主的な活動を阻害しないためにも市の支援は側面的なものとし、補助事業者等が自主的に担っている部分を超えないこととすべきであります。
交付金 (政策誘導的補助)	定額または一定の 算式により算出した額	「交付金」については、公費の用途よりも事業効果に着目するものとすることから、市が支出する額は定額または一定の算式により算出した額とします。
負担金 (負担金的補助)	補助基本額の 10分の10以内	「負担金」については、行政の主体性が高いため、市が支出する額は毎年度『補助金等見直し検討委員会』の査定の中で決定します。
その他市長が定める給付金	市長が定める額	

(注) 補助金等のうち、元金及び利子の補給事業に係るもの、債務負担行為設定済みのもの、国・県などの法律・条例等により別に定められているもの等(以下「適用除外の補助金等」という。)は、この限りではありません。これは、次のイ及びウについても同様です。

イ 分類の定期的見直し

補助金等の分類については、原則として3年ごとに見直しを行います。

ウ 交付対象外

補助金等の交付は、公益上必要性の高い場合に限られるものであり、交付する妥当性が求められます。特に次の各号に掲げるものについては、原則として補助金等の交付対象としないこととします。

- 1) 本来、国・県・民間等が負担すべきものであり、市の財政負担が適当でないもの
- 2) 事業の創設当初と事情が変化し、事業の目的並びに効果が不明確なもの
- 3) 零細な補助金等で事業効果が薄いと認められるもの
- 4) 各種団体補助などにおいて、事業主体の自己資金で十分運営が可能なもの
- 5) 予算決算の管理、事業計画及び事業報告ができていない団体に対するもの
- 6) 市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国保税、入湯税）を滞納している者及び団体

※なお、滞納の有無の把握については、交付申請書の添付書類として『完納証明書』を添付させること。（対象者は、個人（世帯構成員全員）及び法人。ただし、市の関連法人（飯山市社会福祉協議会・飯山市観光協会）及び地縁団体についてはこの限りではない。）

また、5万円未満の補助金申請については省略できるものとする。

エ 補助対象外経費

補助金及び交付金については、公費支出の必要性が必ずしも明確ではない交際費、慶弔費、飲食費（交付目的と飲食費が密接に関わるものなどを除く。）、懇親会費とともに、現時点で使途内容が把握できない将来の事業に備える等の目的での積立金なども補助対象外経費とします。また、旅費など市条例等に規定されている経費でその基準額を超える部分についても対象外としています。さらに、補助金については、人件費も補助対象外経費とします。

オ 市民への公表

会計年度終了後に補助金等の名称、金額及び交付先を公表します。（個人を対象とした補助金等については例外あり。）

(3) 各種補助金等の取扱いの差異

ア 交付の申請

分類	補助対象外経費
補助金	人件費、飲食費、慶弔費、交際費、積立金、懇親会費、市の条例等に規定されているものと同様の経費でその基準を超えるもの、その他社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないもの
交付金	慶弔費、積立金、懇親会費、市の条例等に規定されているものと同様の経費でその基準を超えるもの、その他社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないもの
負担金	市の条例等に規定されているものと同様の経費でその基準を超えるもの、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないもの
その他市長が定める給付金	市の条例等に規定されているものと同様の経費でその基準を超えるもの、社会通念上公金でまかなうことがふさわしくないもの

注1：飲食費については、会議等における茶菓子及び来賓等への昼食のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除きます。

2：適用除外の補助金等については、この限りではありません。

イ 精算及び事業完了前の交付

分 類	精 算	事前交付
補 助 金	あり (減額のみ)	概算払申請が必要(100万円以下省略)
交 付 金	なし (補助金等精算書・事業精算書の提出は不要) ただし、事業評価の実績報告は必要	交付決定通知書に記載している交付時期及び金額に基づき交付するため、概算払申請は不要
負 担 金	あり (減額のみ)	概算払申請が必要(100万円以下省略)
その他市長が定める給付金	あり (減額のみ)	概算払申請が必要(100万円以下省略)

ウ その他

分 類	規則、要綱等の整備	事業評価
補 助 金	原則必要なし (既存のものは継続)	評価シートで評価
交 付 金	必要 (交付する目的、対象、金額の精算基準及び終期 (原則として3年)等を明記する。)	評価シートで評価
負 担 金	負担金であっても、本来補助金や交付金に分類されるものを含むものについては、規則、要綱等を整備し、補助金的な事業にあつては補助基本額の2分の1以内、交付金的な事業にあつては定額または一定の算式により市が支出する額等を明記する。	評価シートで評価
その他市長が定める給付金	原則必要なし	評価シートで評価

注 適用除外の補助金等については、この限りではありません。

総会議案に代えることも可能。
ただし、計画事業が具体的に記載されている
ものに限る。

事業（**計画**・実績）書

設立年月日	昭和55年4月1日
申請者の営む 主な事業	〇〇〇〇〇のための指導者育成及び大会運営、啓蒙活動、会員の資質向上のための定期活動及び青少年の技術指導など。
補助事業等の 内容	飯山市〇〇〇〇〇協会が行う、次の事業に対して補助申請を行う。 (1) 市内〇〇〇〇〇大会の開催(年2回) (2) 北信管内〇〇〇〇〇大会に選手を派遣 (3) 指導者研修派遣事業:長野市で開催される長野県〇〇〇〇〇協会主催の指導者研修会に会員2名を派遣 (4) 青少年向け〇〇〇〇〇教室を開催 (5) 30周年記念事業:本年は、本協議会設立30周年の年であり、記念事業を実施
補助事業等実施 による効果	飯山市における〇〇〇〇〇の向上を図ることができる。
備考	会員:30名(平成22年4月1日現在) 役員:会長1名、副会長2名、部会長3名(すべて非常勤) 事務局体制:事務局長1名(会長兼)

- 注1 事業計画もしくは実績が明記されている総会議案等でも可とする。
 2 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。
 3 備品購入の場合(当該備品の購入が補助の対象となっている場合に限る。)はその品名規格、形状及び数量を記載し、実績報告の場合は、写真を貼付すること。

補助金等交付申請額算出調書(計画・実績)

補助金の場合
(補助基準なし)

補助対象外経費(役員昼食代5,000円、
懇親会30,000円、慶弔費10,000円、渉
外費5,000円の計50,000円)を差引

区 分	補助事業等に要する経費			補助事業等 に関して生 ずる寄付金 その他の収 入	差引所要額 (A-B)	補助対象経費 D	補助基準に より算出し た額 E	補助基本額 F	補助金等 交付申請額 G	補助 比率 (G/F) H	備 考
	単 価	数 量	金 額 A								
	円		円	円	円	円	円	円	円		
人件費			10,000		10,000	0		0	0		
事務費			135,000	10,000	125,000	75,000		75,000	45,000	60.0	
事業費			42,000		42,000	30,000		30,000	15,000	50.0	
30周年記念 事業費			320,000	20,000	300,000	210,000		210,000	50,000	23.8	
合 計			507,000	30,000	477,000	315,000		315,000			

50周年記念事業に対する寄
付金20,000円を控除

補助対象外経費(50周
年記念事業祝賀会飲食
費90,000円)を差引

注1 「区分」欄には、細分化された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載すること。

2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消すること。

3 「補助事業等に関して生ずる寄付金その他の収入」欄には、補助基本額の算出に当たり寄付金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用すること。

4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載すること。

5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。

補助金等交付申請額算出調書(計画・実績)

補助金の場合
(補助基準あり)

それぞれの補助基準額により
算出した額。原則1/2以内。

区 分	補助事業等に要する経費			補助事業等 に関して生 ずる寄付金 その他の収 入	差引所要額 (A-B)	補助対象経費	補助基準に より算出し た額	補助基本	補助金等 交付申請額	補助 比率 (G/F)	備 考
	単 価	数 量	金 額								
			A	B	C	D	E	F	G	H	
	円		円	円	円	円	円	円	円		
事業費			6,700,000	5,000,000	1,700,000	1,700,000	850,000	850,000	850,000	100.0	
事務費			200,000	50,000	150,000	150,000	75,000	75,000	45,000	60.0	
旅費			120,000	50,000	70,000	70,000	45,000	45,000	45,000	100.0	
合 計			7,020,000	5,100,000	1,920,000	1,920,000	1,820,000	1,820,000			

県補助金等がある場合についても記入する。

- 注1 「区分」欄には、細分化された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載すること。
 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消すること。
 3 「補助事業等に関して生ずる寄付金その他の収入」欄には、補助基本額の算出に当たり寄付金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用すること。
 4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載すること。
 5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。
 6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。

全国・全県大会等への出場経費
などに対する補助金の場合

交通費及び宿泊費は、市職員の旅費に関する規定に準じた額もしくは実際に要する経費のいずれか低いほうで算出してください。

様式第4号(第3条、第12条関係)

補助事業等に要する経費等の算出内訳書

補助事業等に要する経費			補助基準により算出した額		
区 分	算 出 基 礎	金 額	区 分	算 出 基 礎	金 額
交通費	鉄道運賃 飯山～東京 @往復 15,000×20人 貸切バス(東京都内) @2,000×20人 小 計	円 300,000 40,000 340,000	交通費	補助対象経費は、交通費、宿泊費及び参加負担金等の合計で、補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。	円 150,000 20,000 170,000
宿泊費	宿泊費(朝食付き) @8,500×20人×3泊 食事代(夕食代) @1,000×20人×3日 小 計	510,000 60,000 570,000	宿泊費	上記に同じ	255,000 30,000 285,000
参加負担金	大会参加費負担金 @3,000円×20人 小 計	60,000 60,000	参加負担金	上記に同じ	30,000 30,000
諸経費	保険料 @300×20人 写真代 @1,200×20人 被服費 @10,500×20人 小 計	6,000 24,000 210,000 240,000	諸経費	保険料については、上記と同様2分の1、写真・被服費については補助対象外経費	3,000 0 0 3,000
合 計		1,210,000	合 計		488,000

平成22年度 事業予算書・決算書

【収入の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	適 用(内容)
前年度繰越金	550,000	550,000	0	
会 費	1,200,000	1,245,000	45,000	@20,000円×120人
寄 付 金	100,000	83,200	△ 16,800	
事業収益	300,000	313,000	13,000	大会開催収益
雑 入	2,500	2,135	△ 365	預金利子 祝儀等
市補助金	450,000	420,000	△ 30,000	
計	2,602,500	2,613,335	10,835	

【支出の部】

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	適 用(内容)	うち補助対象外経費
事務費	100,000	32,000	△ 68,000	事務用品32000	
会議費	200,000	175,400	△ 24,600	総会資料代95000 役員会80400	役員飲食費70000
役員手当	500,000	450,000	△ 50,000	各種役員手当	同左全額500000
交際費	250,000	135,000	△ 115,000	委員長祝儀135000	同左全額135000
大会開催費	1,000,000	980,000	△ 20,000	〇〇大会運営費1042000	昼食代120000、慰労会費110000
施設維持管理費	400,000	387,000	△ 13,000	電気料200000 電話料100000 水道料87000	同左全額387000
補助費	0	0	0		
負担金	50,000	49,500	△ 500	大会参加負担金49500	
保険料	30,000	29,900	△ 100	火災保険料29900	同左全額29900
雑 費	22,500	15,000	△ 7,500		
予備費	50,000	0	△ 50,000		
			0		
計	2,602,500	2,253,800	△ 348,700		

	予算額	決算額	比較増減
収入総額	2,602,500	2,613,335	10,835
支出総額	2,602,500	2,253,800	△ 348,700
差引残高(繰越金)		359,535	

補助金等交付決定通知書

飯山市指令〇〇第 〇〇 号
平成22年4月30日

補助事業者等

団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
代表者氏名 会長 飯山太郎 様

飯山市長 石田正人 印

平成22年4月20日付で申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したの飯山市補助金等交付規則第4条の規定により通知します。

記

1 補助年度	平成22年度				
2 補助金等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会補助金				
3 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業				
4 補助対象経費	500,000円				
5 補助金等の額	250,000円				
6 事業完了前の交付	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし				
7 交付条件	ありの場合	この補助金等は、次のとおり事業完了前に交付しますので、補助金等概算払申請書を提出してください。ただし、交付金の場合は、概算払申請書の提出は不要です。			
	交付時期	6月	月	月	月
	交付金額	200,000円	円	円	円
		(1) 補助事業等に要する経費の配分を変更するとき、又は補助事業等の内容を変更するときは、市長の承認を受けてください。ただし、次の()内に記載する軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではありません。 () (2) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けて下さい。 (3) 補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けて下さい。 (4) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。 (5) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を市長に提出して下さい。 (6) その他 ()			

(教示)

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対し異議申立をすることができます。
- (2) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日((1)による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

担当課 △△△△課 ×××係

補助事業等変更・~~中止（廃止）~~申請書

平成22年5月24日

飯山市長 石田正人 あて

補助事業者等

所在地 飯山市大字飯山3111番地1
団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
代表者氏名 会長 飯山太郎 印

平成22年4月30日付〇〇第 〇〇〇 号をもって補助金等の交付の決定を受けた補助事業について、飯山市補助金等交付規則第11条の2の規定により、次のとおり申請します。

記

1 補助年度	平成22年度
2 補助金等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会補助金
3 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業
4 交付決定額	250,000円
5 補助金等交付申請額の変更	<input checked="" type="checkbox"/> あり (変更後の補助金等交付申請額: 100,000円) <input type="checkbox"/> なし
6 変更又は中止（廃止）の理由	市長杯大会の開催を予定していたが、荒天により本年度の開催を中止したため。
7 変更又は中止（廃止）の年月日	平成22年 5月20日
8 添付書類	

注1 この様式は、補助事業等に要する経費の配分の変更、及び、補助事業等の内容の変更の承認申請の場合若しくは補助事業等を中止し、又は廃止する場合に使用すること。

2 変更申請の場合は、交付申請の際の関係書類の様式を添付するものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

3 中止又は廃止の申請をする場合は、申請時点における当該補助事業等の進捗状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

補助事業等変更・~~中止~~（~~廃止~~）承認通知書

飯山市指令〇〇第 〇〇〇 号

平成22年6月10日

補助事業者等

団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
 代表者氏名 会長 飯山太郎 様

飯山市長 石田正人 印

平成19年5月24日付で申請された補助事業等の変更・中止（廃止）について次のとおり承認したので、飯山市補助金等交付規則第11条の2第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業		
2 変更等の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止		
3 承認の内容	平成22年5月24日付補助事業等変更承認申請書記載のとおり		
4 補助金等の交付決定額	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		
5 事業変更前及び事業変更後における補助対象経費及び補助金等の額	事業変更前	補助対象経費	500,000円
		補助金等の額	250,000円
	事業変更後	補助対象経費	400,000円
		補助金等の額	200,000円

（教示）

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して意義申立をすることができます。
- (2) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日（(1)による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定を受けた日）の翌日から起算して6ヶ月以内に、市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

担当課 △△△課 ×××係

補助事業等実績報告書

平成23年 3月31日

飯山市長 石田正人 あて

申請者

所在地 飯山市大字飯山3111番地1

団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会

代表者氏名 会長 飯山太郎 印

平成22年 4月30日付 〇〇第 〇〇〇 号をもって補助金の交付の決定を受けた補助事業等が完了したので、飯山市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助年度	平成22年度				
2 補助金等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会補助金				
3 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業				
4 補助事業等の着手年月日及び完了年月日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 10%;">着 手</td> <td style="text-align: center;">平成22年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>完 了</td> <td style="text-align: center;">平成23年 3月31日</td> </tr> </table>	着 手	平成22年 4月 1日	完 了	平成23年 3月31日
着 手	平成22年 4月 1日				
完 了	平成23年 3月31日				
5 補助金等の交付決定額	250,000 円				
6 補助事業等の成果	<p>〇〇〇〇教室に30名が参加。</p> <p>指導者派遣事業で2名が終了。</p> <p>30周年記念事業式典の開催（60名出席）</p> <p>30周年記念誌の発行。</p>				
7 添付書類 (添付する書類の□欄をチェック(☑)してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 事業実績書（総会議案可） <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付申請額算出調書 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等精算書 <input type="checkbox"/> 補助事業等に要する経費等の算出内訳書 <input checked="" type="checkbox"/> 事業決算書（総会議案可） <input checked="" type="checkbox"/> その他（30周年記念誌、記念式典プログラム）				

補助金等精算書

（単位：円）

区分	計 画				実 施				補助金等の 交付の決定		補助金等 精算額	補助金等 領収済額	補助金等 領収 未済額 (L-M)	精 算 交付額	備 考
	補助事業 等に要す る経費	補助事業 等に関し て生ずる 寄付金 その他の 収入	補助対象 経 費	補 助 基本額	補助事業 等に要し た経費	補助事業 等に関し て生じた 寄付金 その他の 収入	補助対象 経 費	補 助 基本額	年月日	金 額					
人件費	10,000		0	0	10,000		0	0	22.4.30 〇〇〇 第〇〇号	0	0	0	0	0	
事務費	135,000	10,000	75,000	75,000	125,000	10,000	63,000	63,000	22.4.30 〇〇〇 第〇〇号	45,000	45,000	45,000	0	0	
事業費	10,000		10,000	10,000	10,000		10,000	10,000	22.4.30 〇〇〇 第〇〇号	5,000	5,000	5,000	0	0	
30周年 記念事業 費	320,000	20,000	210,000	210,000	300,000	30,000	182,000	182,000	22.4.30 〇〇〇 第〇〇号	50,000	50,000	50,000	0	0	
合 計	475,000	30,000	295,000	295,000	445,000	40,000	255,000	255,000		100,000	100,000	100,000	0	0	

注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載すること。

2 「計画」欄には、申請の際の数値（変更の承認があったときは、'変更後の数値）を記載すること。

3 「補助金等の交付の決定」欄には、変更の承認があったときは、変更後の数値を記載すること。

補助金等交付額確定通知書

飯山市指令〇〇第 〇〇〇 号
平成23年 3月31日

補助事業者等

団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇〇協会
代表者氏名 会長 飯山太郎 様

飯山市長 石田正人 印

平成22年 4月10日付で提出された補助事業等実績報告書について、飯山市補助金等交付規則第13条の規定に基づき審査した結果、次のとおり補助金等の額を確定したので通知します。

記

1 交付決定通知年月日	平成22年 4月30日
2 補助年度	平成 22 年度
3 補助金等の名称	飯山市〇〇〇〇〇〇協会補助金
4 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇〇協会運営事業
5 補助金等交付決定額	250,000 円
6 補助金等の交付確定額	250,000 円
7 補助金等の交付決定額と 交付確定額の差額	0 円

注 交付金の場合には、この様式による通知を要しないものであること。

(教示)

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立をすることができます。
- (2) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日((1)による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

担当課 △△△課 ×××係

補助金等概算払申請書

平成22年 6月12日

飯山市長 石田正人 へ

補助事業者等
 所在地 飯山市大字飯山3111番地1
 団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
 代表者氏名 会長 飯山太郎 印

平成22年 4月30日付〇〇第 〇〇〇 号をもって補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、次の理由により概算払を受けたいので、飯山市補助金等交付規則第14条の2第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付決定額	250,000 円				
2 補助金等の概算払を受けたい時期及び金額	概算払を受けたい時期				
	6月	月	月	月	合計
	概算払を受けたい金額				
	200,000円	円	円	円	円
3 申請の理由	補助事業等の円滑な運営のため。				

注 建設工事に要する経費に係る補助金等の場合にあつては、申請額の算出の基礎を記載した書類(出来型検査調書等)を添付すること。

補助金等概算払決定通知書

飯山市指令〇〇第 〇〇〇 号
平成22年 6月20日

補助事業者等
団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
代表者氏名 会長 飯山太郎 様

飯山市長 石田正人 印

平成22年 6月12日付で申請のあった補助金等の概算払の申請について次のとおり決定したので飯山市補助金等交付規則第14条の2第3項の規定により通知します。

記

1 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業			
2 補助金等交付決定額	250,000 円			
3 概算払をする時期	6月	月	月	月
4 概算払をする金額	200,000円	円	円	円

注 概算払をする時期については、月単位をもって表示すること。ただし、この通知後直ちに支払うものにあつては、おおよその月日を記載しても差し支えないものとする。

(教示)

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日((1)による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

担当課 △△△課 ×××係

補助金等交付請求書

平成22年 6月21日

飯山市長 石田正人 へ

請求者

所在地 飯山市大字飯山3111番地1
団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
代表者氏名 会長 飯山太郎 印
電話番号 (0269) 62-3112

補助事業の名称 飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業

上記の補助事業等について、飯山市補助金等交付規則第14条の3の規定により次のとおり請求します。

請求金額

金 250,000 円

1 補助金等の振込先	金融機関名	JA北信州みゆき〇〇支店
	口座種別	普通
	口座番号	123456
	(フリガナ) 口座名義人	イ ヤ タ 叻 飯 山 太 郎
2 備考		

注1 交付金以外の補助金等については、概算払の場合は補助金等概算払決定通知書の写し、その他の場合は補助金等交付額確定通知書の写しを添付すること。

2 交付金については、補助金等交付決定通知書の写しを添付すること。

補助金等交付取消通知書

飯山市指令〇〇第 〇〇〇 号
平成22年 7月10日

補助事業者等

団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
代表者氏名 会長 飯山太郎 様

飯山市長 石田正人 印

平成22年 4月30日付〇〇第 〇〇〇 号で交付決定した補助金等について、飯山市補助金等交付規則第15条第3項の規定により、交付の決定を次のとおり取り消す。

記

1 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業
2 取消しの内容	<input type="checkbox"/> 全部取消し <input checked="" type="checkbox"/> 一部取消し
	〔 補助金等交付決定した補助事業等のうち市長杯大会開催事業に係る交付決定を取り消す。 〕
3 取消しの理由	市長杯大会開催事業を荒天により中止したにもかかわらず、補助事業等の変更承認を受けずに他の事業に振り替えたこと。

(教示)

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日((1)による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

担当課 △△△課 ×××係

補助金等返還命令書

飯山市達〇〇第 〇〇〇 号

平成22年 7月20日

補助事業者等

団体名及び 飯山市〇〇〇〇〇協会
 代表者氏名 会長 飯山太郎 様

飯山市長 石田正人 印

平成22年 4月12日付 〇〇第 〇〇〇 号で確定（取消）通知した補助金等について
 飯山市補助金等交付規則第16条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

記

1 返還すべき金額	50,000 円
2 返還期限	平成22年 6月30日
3 返還を命ずる理由	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第16条第1項 <input type="checkbox"/> 規則第16条第2項
	(補助金等交付決定の一部取消し)
4 返還方法	納付書払
5 交付決定通知年月日	平成22年 4月30日
6 補助年度	平成22年度
7 補助金等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会補助金
8 補助事業等の名称	飯山市〇〇〇〇〇協会運営事業
9 補助金等交付決定額	250,000 円
10 補助金等交付確定額	220,000 円
11 補助金等の既交付額	平成22年 6月30日交付 30,000 円
	平成 年 月 日交付 円
	平成 年 月 日交付 円
	平成 年 月 日交付 円
	合 計 30,000 円

注1 返還すべき補助金等は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。

(教示)

- (1) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。
- (2) この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日((1)による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定を受けた日)の翌日から起算して6ヶ月以内に、市(訴訟において市を代表する者は市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分又は決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

担当課 △△△課 ×××係